

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

福知山市の人口は平成12年度の83,120人をピークとし、令和2年では77,306人と大きく減少している（令和2年10月1日国勢調査）。また、人口構成では64歳以下が減少する一方、65歳以上の人口が増加傾向にある。その影響もあり、ハローワーク福知山所の有効求人倍率は平成24年度の0.92から令和5年3月において1.53に上昇したものの、中小企業者にとっては人手不足の状況になっている。

福知山市における業種別事業所数では、26%を占める卸売業小売業をはじめとし、宿泊飲食サービス業、建設業、生活関連サービス業娯楽業、サービス業、製造業と続き、上位6業種で4分の3を占める（平成28年経済センサス）。また市内には、内陸型工業団地としては日本有数である長田野工業団地とアネックス京都三和があり、製造業も福知山市において重要な位置付けとなっている。

(2) 目標

本計画では、市内中小企業者が置かれている人口の減少、従業員の高齢化、働き方改革に起因する従業員の確保等の厳しい事業環境において、生産性が高い設備へと一新することによる市内中小企業者自身の労働生産性の飛躍的な向上を促進し、人員不足の解消、産業競争力の強化及び市内中小企業者の活性化を目的とし、先端設備等導入計画の年間認定件数が6件以上となることを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

福知山市における業種別事業所数では、卸売業小売業、宿泊飲食サービス業、建設業、生活関連サービス業娯楽業、サービス業、製造業等をはじめとする多種多様な業種が存在しており、全産業の生産性向上を促進させることを目的とすることから、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てを対象とする。ただし、従業員を配置する工場や事業所が市内にない事業者が設置する太陽光発電に関する設備については、本市の雇用創出や産業集積に直接寄与しないことから対象外とする。なお、市が再生可能エネルギーの導入を推進する地域において、市長が特に必要と認める太陽光発電に関する設備については、この限りでない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

福知山市において、今後の高い成長性が期待される新産業の創出や豊富な地域資源を活用した産業に対する投資を支援するため、特定の対象地域に限定せず、福知山市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

福知山市において、今後の高い成長性が期待される新産業の創出や豊富な地域資源を活用した産業に対する投資を支援するため、特定の対象業種・事業に限定せず、福知山市内の全業種・事業とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年7月24日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの協調・連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。